文林中学校放課後等英会話講座業務委託プロポーザル募集要項

１　目的

文京区教育委員会では、文京区教育指針において、これからの国際社会で活躍していけるよう、英語教育等の充実を図ることとしている。本事業では、そうした視点から文京区立文林中学校の生徒に対し、英会話講座を実施することにより、生徒の英語によるコミュニケーション能力の更なる伸長を図り、実践的な英語力を培うことを目指している。本事業の委託にあたっては、英会話スクール等としてのカリキュラムやノウハウだけでなく、質の高い講師によるレッスンの継続的な提供が重要である。

そこで、実践的な英語力を培うための英会話講座を開講するにあたり、プロポーザル方式により、事業者から英会話講座に関するアイデアや業務の管理体制、業務等に係る経費総額等の提案を募集し、文京区教育委員会の考え方に最も合致する提案をした事業者を選定することとする。

２　契約期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

３　業務委託内容

仕様書（案）のとおりとする。

４　提案限度額

9,113,000 円（税込）

※　提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

※　提案限度額は本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

５　参加資格

次の条件をすべて満たすこと。なお、参加資格要件等を満たさない事業者は、失格とする。

⑴　対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）を有していること。

⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

⑶　文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号）による指名停止を受けていないこと。

⑷　文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第４条の入札参加除外措置を受けていないこと。

６　選定スケジュール（予定）

⑴　募集要項等の配布	令和８年 11 月 17 日(火)から 12 月９日(水)まで
⑵　質問受付期間	令和８年 11 月 17 日(火)から 11 月 30 日(月)17 時まで

⑶　質問に対する回答期限（中間）	令和８年 11 月 25 日(水) (令和8年11月20日(金)17時までに受理した分)
⑷　プロポーザル参加希望書の受付期間	令和８年 11 月 17 日（火）から 11 月 27 日(金)17 時まで
⑸　質問に対する回答期限（最終）	令和８年 12 月３日(木) (令和8年11月30日(月)17時までに受理した分)
⑹　参加申込書及び提出書類受付期間	令和８年 12 月７日(月)から 12 月９日(水）まで 受付時間：９時から 16 時まで
⑺　第一次審査（書類審査）	令和８年 12 月下旬（予定）
⑻　第一次審査結果通知発送	令和８年 12 月下旬（予定）
⑼　第二次審査 （プレゼンテーション及び質疑応答）	令和９年１月下旬（予定）
⑽　最終結果通知発送	令和９年２月中旬（予定）
⑾　契約締結	令和９年４月１日(木)

７　提出書類の配布

⑴　期間

令和８年 11 月 17 日(火)から 12 月９日(水)まで

⑵　配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

区ホームページ「お役立ちリンク」→「事業者向け」→「事業者向けプロポーザル」→「文林中学校放課後等英会話講座業務委託」

https://www.city.bunkyo.lg.jp/b003/p007435.html

８　プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書（様式第５号）（以下、「参加希望書」という。）を必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。

⑴　受付期間

令和８年 11 月 17 日(火)から令和８年 11 月 27 日(金)17 時まで

⑵　提出方法

電子メールにて受け付ける。

なお、メールの件名は以下のとおりとし、送信する際は開封確認設定を行うこと。

【件名】文林中学校放課後等英会話講座業務委託プロポーザル参加希望

【電子メールアドレス】b700500●city.bunkyo.lg.jp

※　●を@に変換してご使用ください。

９　質問・回答

本件に関する問合わせ及び質問がある場合は、次のとおりとする。

なお、下記以外による問合わせ及び質問は、受け付けない。

⑴　受付期間

令和８年 11 月 17 日(火)から 11 月 30 日(月)17 時まで（厳守）

⑵　受付方法

質問内容（簡潔に）、事業者名、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を明記のうえ、電子メールにて送信すること。質問内容は、番号を付して箇条書きで簡潔に記載すること。なお、事業者名が不明な質問に対しては、回答を行わない。

なお、メールの件名は以下のとおりとし、送信する際は開封確認設定を行うこと。

【件名】文林中学校放課後等英会話講座業務委託プロポーザル質問

【電子メールアドレス】b700500●city.bunkyo.lg.jp

※　●を@に変換してご使用ください。

⑶　回答方法

ア　令和８年11月20日(金)17時までに受理した質問は、11月25日(水)までに、可能な限り区ホームページにて回答する。

イ　令和８年11月30日(月)17時までに受理した質問及び中間締切日までに受理した質問で未回答の質問は、プロポーザル参加希望書を提出した全ての事業者に対し、12月３日(木)までに同じ内容を電子メールにより回答する。

10　応募方法

受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」を参考に作成し、提出すること。

⑴　提出書類

No.	提出書類		様式	印刷方法
1	提出書類一覧表		様式第１号	片面印刷
2	参加申込書		様式第２号	片面印刷
3	企　画 提案書	①　理念及び企画立案能力	様式第３－１号	両面印刷
		②　英会話事業の実績	様式第３－２号	
		③　英会話講師の採用・育成	様式第３－３号	
		④　英会話講師の管理体制等	様式第３－４号	
		⑤　個人情報保護の取組	様式第３－５号	
4	会社組織図		様式自由	両面印刷
5	会社概要		様式自由	片面印刷
6	見積書		様式自由	片面印刷

※　第一次審査結果通知用の封筒（長形３号。宛先を記入。110円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

⑵　提出体裁・部数

ア　正本（１部）

書類は、上記⑴提出書類No.１～６の原本とすること。

イ　副本（１部）

書類は、上記⑴提出書類No.１～６の正本の写しとすること。

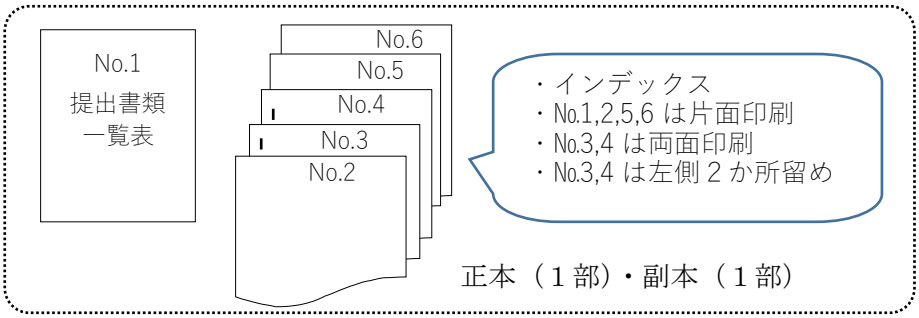
ウ　選定用（５部）

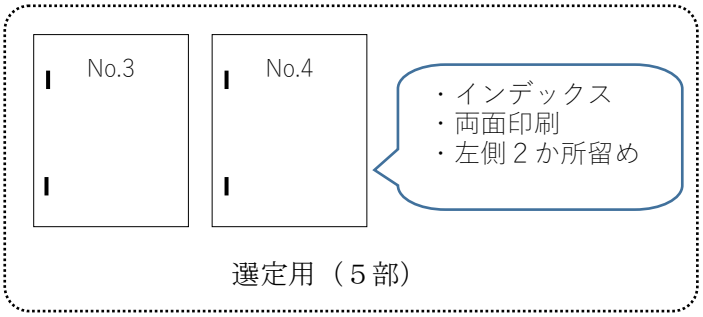
書類は、上記⑴提出書類 No. ３及び No. ４の正本の写しとすること。ただし、事業者の名称その他事業者が特定される情報が記載されている場合は、当該箇所を黒く塗抹すること。

エ　作成方法

提出書類は上記⑴の記載順に、書類ごとにインデックスを付けること。また、用紙方向を横長とするページがあるときは、用紙の上側を左とすること。

提出書類のうち No. ３及び No. ４は両面印刷で、各ページの下中央部に通し番号を付し、左側２か所をステープラー等で留めること。





オ　用紙サイズ

パンフレット等を除き、原則Ａ４判とする。やむを得ない場合は、Ａ３判をＡ４判の大きさに折ったものでも可とする。

⑶　提出場所及び提出方法

あらかじめ、下記 17 の事業担当者に電話連絡のうえ、文京区教育委員会教育推進部教育総務課（文京シビックセンター20 階南側）へ持参すること。郵送その他上記以外の方法により提出された書類は、無効とする。

なお、提出者は、本委託業務に従事する者とする。

⑷　提出期間

令和８年 12 月７日(月)から 12 月９日(水)まで

受付時間：９時から 16 時まで（ただし、12 時から 13 時まで及び土日祝を除く。）

11　選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

⑴　第一次審査

事業者から提出された企画提案書等を基に、文林中学校放課後等英会話講座業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が書類審査を行い、委託候補事業者を原則として上位３事業者程度選定する。

⑵　第二次審査

第一次審査で選定された事業者は、企画提案書等に基づき、１事業者当たり 15 分以内でプ

レゼンテーションを行う（パワーポイントの使用も可能。機器については事前に調整のこと）。その後、選定委員から 15 分程度の質疑応答を行う。

プレゼンテーションは、実際にこの業務の統括的役割を果たす者（「仕様書（案）」での「責任者」予定者）が行うこと。また、講座を担当する予定の講師（１名）も第二次審査に同席すること。

※　第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形３号。宛先を記入。110 円切手を貼付したもの）を提出すること。

⑶　委託候補事業者の選定

第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第１位の委託候補事業者、２番目に高い事業者を第２位の委託候補事業者として選定する。

なお、第一次審査及び第二次審査の評価点の合計が、区の定める基準点に満たない事業者は、順位にかかわらず委託候補事業者として選定しない。

⑷　結果の通知

ア　第一次審査結果は、審査を行ったすべての参加事業者に結果のみを郵送で書面により通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

イ　最終結果は、第二次審査を行ったすべての参加事業者に結果のみを郵送で書面により通知する。

ウ　審査の透明性を図るために、次の項目を区ホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問い合わせには応じない。

〔公表する項目〕

①件名、②業務概要、③選定した日、④契約交渉順位第１位の事業者名及び所在地、⑤契約交渉順位第１位の事業者が提案した見積金額の総額、⑥選定結果（非選定者名は番号等に置き換える。）

12　情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成 12 年３月文京区条例第４号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第７条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断するものとする。

13　無効・失格

⑴　次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。企画提案を無効とした場合は、当該企画提案者に対し、無効の通知を行う。

ア　提出書類受付期間以降に企画提案書等が提出された場合

イ　提案限度額を超えた見積価格の見積書が提出された場合

ウ　持参以外の方法により企画提案書等が提出された場合

エ　企画提案書等に虚偽の内容の記載がある場合

⑵　選定された事業者が、選定後、契約締結前に企画提案書等に虚偽または不正の記載を行ったことが判明した場合は、失格とする。

なお、この場合、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14　辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第４号）を令和８年 12 月 14 日(月)16 時までに、参加申込書の提出先まで提出すること。

15　契約

契約に当たっては、契約交渉順位第１位の事業者と、提案内容に基づき、仕様内容を協議の上決定する。

契約交渉順位第１位の事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第１位の候補者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第２位の事業者を繰り上げ、協議を行う。

16　その他

⑴　参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。

⑵　提出された参加申込書等は、返却しない。

⑶　提出された参加申込書等は、提出者に無断で、本プロポーザルにおける事業者の選定以外の目的のために使用しない。

⑷　本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

⑸　電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。

17　事業担当

文京区教育委員会教育推進部教育総務課教育改革担当　　目﨑

住　所：文京区春日一丁目 16 番 21 号　文京シビックセンター20 階南側

ＴＥＬ：03-5803-1292（直通）

ＦＡＸ：03-5803-1366